



申立人 唯野 久子 外

(本案)

平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件  
原 告 唯野 久子 外  
被 告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

## 忌 避 申 立 書

2016 年 3 月 28 日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏



頭書事件について、申立人らは、2016 年 3 月 23 日第 4 回公頭弁論期日中に  
行った忌避申立てに関し、改めて以下のとおり申立ての趣旨及び理由を述べる。

### 申立ての趣旨

裁判官朝倉佳秀、同武部知子、同渡邊達之輔に対する忌避は理由がある  
との裁判を求める。

### 申立ての理由

#### 第 1 頭書事件～原発メーカー訴訟について

申立人らは頭書事件の原告であり、日本国内のみならず、世界 29 か国  
から賛同した 3,839 名から構成されている。

原告らは、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災を契機として発生した東京電  
力福島第一原子力発電所（以下、「第一原発」という。）における事故（以下、  
「本件原発事故」という。）の損害賠償責任を問うべく、第一原発 1 号機か  
ら 4 号機（以下、「本件原子炉等」という。）の原子炉を製造した原発メー  
カ、GE ジャパン株式会社（以下、「被告 GE」という。）、株式会社東芝（以  
下、「被告東芝」）、株式会社日立製作所を被告として、頭書事件を提起した。

原告らの主な主張は以下のとおりである。

## 1 責任集中制度の不合理

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（以下、「原賠法」という。）は、原発事故が発生した場合に事業者である電力会社に無過失責任を課しており（法3条1項）、他方で、電力会社以外の原子炉の製造者等を免責し（同4条1項）、製造物責任法の適用も排除している（同条3項）。同法によれば、原発事故の被害者は、電力会社にのみ損害賠償を請求することができるが、その賠償額が電力会社の保険契約による損害賠償措置額1200億円を超える場合、国が援助することとされている（法16条1項）。したがって、このような責任集中制度によれば、原発事故が原子炉の欠陥や原発メーカーの過失に起因していた場合であっても、メーカーが責任を問われることは一切ない。他方、電力会社及び国が負担する賠償額は、言うまでもなく国民が負担する電気料金や税金がその原資となる。
- (2) しかし、原賠法の作出するこのような構造は、極めて不合理である。なぜならば、原発メーカーは原子炉に欠陥があっても責任を問われることがないのであるから、原発の最重要課題である安全性を指いて海外への原子炉輸出等を通じて利益拡大に勤しむことが可能だからである。そして、ひとたび原発事故が起これば、その被害は、そのような企業の経済活動とは異次元の苛烈かつ甚大なものとして、近隣住民のみならず、世界の人々に襲いかかるからである。
- (3) そして、上記のとおり、本件原発事故が発生した。本件原子炉等からは大量の放射性物質が環境に放出され、事故から5年が経過した現在も、全国で約23万人の住民が避難生活を強いられ、第一原発自体も汚染水や放射性物質を漏出し続けており、廃炉の見込みも立たないという過酷な事態が、現実のものとなつた。東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）の賠償額は、原賠法が予定する1200億円をはるかに越える8兆円近くまで見込まれており、政府を通じて国民の資金は投入され続けているが、原発メーカーは原賠法を盾として、一切責任を問われることなく、利益追求に邁進している。
- ところが、本件原発事故は、まさに原子炉の欠陥と、原発メーカーの重過失が原因となって引き起こされたという事実が、さまざまな調査、研究により明らかになってきているのである。
- (4) そこで、原告らは、被告ら原発メーカーに対し、本件原発事故により被った精神的損害について、その賠償を請求することを決意した。原告らの請求の根拠は、まず製造物責任法と、民法上の不法行為である。原発メーカーが、原賠法により免責を主張することは必至であったが（実際に被告らはもっぱらこれを主張した）、免責を定める原賠法の責任集中制度は、

以下に詳述するとおり、憲法に反し、無効である。

また、原告らは、後述するように、仮に原賠法が違憲無効でないとしても、原賠法 5 条等に基づく東京電力の求償権につき、債権者代位権を行使して、被告らの損害賠償責任を問うている。

## 2 原賠法の違憲無効

### (1) 目的と手段の合理的関連性がないこと

原賠法は、その目的として「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という 2 つの目的を掲げている（法 1 条。以下、前者を「第 1 目的」、後者を「第 2 目的」という）。この 2 つの目的については、被害者の保護が原子力事業の発達よりも優先されることが、1961 年の法制定時の国会審議で明らかにされている。また実質的にも、第 2 目的を単に「事業の発達」という意味で読めば、被害者の保護と加害者の保護という 2 つの矛盾する目的を持つことになってしまい、そもそも法律の目的としての正当性を認めることはできない。したがって、原賠法の目的が正当だというためには「健全な」という部分に重点が置かれなくてはならない。すなわち、原賠法の目的は、被害者救済を最善かつ最優先に図ると同時に、原子力事業がより安全な事業として社会に容認され、継続していくけるような損害賠償制度を確立することと解釈することによってのみ、その正当性が認められると解すべきである。

もっとも、仮に、このような解釈により原賠法の目的が正当であるとしても、責任集中制度は手段として、目的達成のための合理的関連性を有するものではない。すなわち、電力業者に無過失・無限責任を負わせることから免責規定が当然に導かれるものではなく、被害者に対する賠償責任を遮断する免責規定は、被害者の保護に資するどころか、阻害するからである。また原発メーカーを免責することは、原発メーカーが無秩序な肥大化を続けることを促進するのみで、安全性に関するモラルハザードを引き起こし、原子力事業の「健全な」発達を実現することはできないからである。

### (2) 「原子力の恐怖から免れて生きる権利」の侵害

原告らは、原賠法が定める責任集中制度が、原告らの人権である「原子力の恐怖から免れて生きる権利」（原告らはこれを「ノー・ニューカス権」と名づけた。）を侵害すると主張している。

人類が原子力を完全にコントロールすることは不可能である。他方、原発の過酷事故によって、大量の放射性物質が大気中に放出された場合には、被曝による被害の深刻さ、連鎖による広がりは計り知れず、原発事故による被害は、多数の人々の人格的利益を根こそぎ奪う。

このように、原子力のコントロール不能性、被害の特異性からすると、

人類が、原子力の恐怖から免れて生きたいという思いは単なる漠然とした不安感などではなく、人格に対する具体的な危険を避けようとする、根拠に基づく合理的かつ切実なものである。ノー・ニュークス権は、憲法 13 条、25 条を根拠として導かれる。ノー・ニューカス権はまた、2014 年 5 月 21 日に福井地裁判決が大飯原発差止めの根拠として示した「人格権」に通ずるものであり、学説の動向、世界の情勢からも認められるべき人権である。

そして、通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合、ノー・ニューカス権に基づいて、妨害の排除、または予防を請求し得る。また、現実に原発事故が発生した後においては、ノー・ニューカス権は、完全な被害賠償を受ける権利、被害を最小限にとどめるよう求める権利、再び同様の権利侵害が発生しないよう求める権利等に進化する。原賠法が定める責任集中制度は、本件原発事故の原因者に損害の賠償を求める権利を奪うものであり、ノー・ニューカス権を侵害するものである。

### (3) その他の憲法上の権利の侵害

原告らはさらに、原賠法が定める責任集中主義により、憲法で保障された財産権、平等権、裁判を受ける権利を侵害されたことを主張している。

#### ア 財産権の侵害

私法上の基本原則である過失責任主義を否定する原賠法は、公共の福祉に反する財産権の制約に該当し、憲法 29 条 2 項に違反し、無効である。過失を有する者の責任を免除することは、被害者が民法上認められた請求権を剥奪されることにはかならない。このように民法の根幹に関わる基本原則を修正する立法は、憲法上の権利を制限するものであって、このことは森林法違憲判決、郵便法事件判決の趣旨からも明らかである。そして、原賠法は目的において正当性を有しておらず、仮に目的が正当とされる場合においても、原発メーカーを免責する責任集中制度は、手段として必要性、合理性が認められず、公共の福祉に反するものである。

#### イ 平等権

原賠法が原発メーカーに対して製造物責任の適用を排除することは、原発事故の被害者である原告らを、他の製造物に起因する事故の被害者に比して、不合理に差別的に取扱うものである。製造物責任法の意義に照らせば、原発事故の被害者が原発メーカーに製造物責任を問う利益は、賠償金を得ることに留まらないからである。すなわち、製造物責任の根拠は危険責任、報償責任、信頼責任とされ、原発メーカー

はまさに製造物たる原子炉について熟知しコントロールできる立場にあり、また、原子炉の製造等に伴い莫大な利益を得ている。原発メーカーに製造物責任を追及できず、製造物の欠陥等の事故原因が解明されないままになると、原発メーカーに将来の事故防止に向けたインセンティヴが働くかず、モラルハザードを引き起こす危険が高い。原発事故の被害者に対してのみ、このような製造物責任の意義を全うできないとする原賠法は、したがって憲法 14 条に違反し、無効である。

#### ウ 裁判を受ける権利

憲法 32 条の裁判を受ける権利は、単に、訴訟を提起できる権利を保障したものではない。同条は、国民の実体的な権利が侵害された場合に、それに対する裁判所の判断を求める権利を保障するものである。また、実体法が、責任主体等を制限することにより、権利義務の存否に関する紛争に関し、裁判による紛争解決の機会を奪うものであれば、かかる実体法が裁判を受ける権利を侵害していることは明らかである。したがって、原賠法の責任集中制度は、原発メーカーの過失、違法性の審理を閉ざすものであり、原賠法は、憲法 32 条に反し、無効である。

#### エ 適用違憲

これら法令違憲の主張に加えて、原告らは、仮に原賠法がそれ自体違憲でなかったとしても、責任集中制度は合憲限定解釈されるべきであり、被告らに重過失があり、本件原発事故の被害の規模が原賠法の想定を大きく上回っている場合には、適用違憲として免責の適用は排除すべきであると主張している。

### 3 代位請求

原賠法は、第三者の故意により損害が生じた場合、また原子力事業者自身が損害を受けた場合に、原因者に責任を追求できることを定めている（原賠法 5 条、2 条 2 項但書）。そこで、原告らは、東京電力が被告らに対して有する損害賠償請求権について、債権者代位権行使することを主張している。

この主張は、仮に原賠法が違憲無効でなかつたとされた場合に、まさに原賠法に基づいて、原告らが原発メーカーに責任を問うものであり、重要である。「故意」とは「自己の行為が他人の権利を侵害する事実を生じるであろうと認識しながら、あえてこれをする心理状態」とされ、原発メーカーは原子炉等に欠陥があり巨大な地震や津波によって過酷事故が発生することを認識していくながら、何ら対策を講じず放置したのであるから、本件原発事故とその被害は、原発メーカーの「故意」により引き起こされたものである。東京電力が本件原発事故により損害を受けていることは言うを

またない。

#### 4 権利の濫用

原告らは、被告らが原賠法上の免責を主張することは権利の濫用であると主張している。原発メーカーが製造した原子炉等には重大な欠陥があり、また当該欠陥により引き起こされた被害はわが国の歴史上のみならず世界史上においても前代未聞の大規模かつ深刻なものであること、そうであるにも関わらず、被告らは原子力事業により巨額の利益を得ていること、さらに被告らは本件原発事故について故意と評価しうる責任を有することをその根拠とする。

### 第2 頭書事件の手続きの経緯

頭書事件については、2014年1月30日及び3月10日に訴状が提出されたが、担当部である東京地裁民事24部と原告らとの共同作業において、海外在住の原告らの委任状の不備等を修正、整理するために相当の期間を費やし、ようやく2015年4月ころに訴状が被告らに送達された。

2015年6月3日、原告・被告双方の代理人が出席し、進行協議がもたれた。当時の裁判体は、2015年4月の異動により就任した裁判官阪本勝を裁判長とする、被申立人裁判官武部知子（以下、「被申立人武部」という。）及び被申立人裁判官渡邊達之輔（以下、「被申立人渡邊」という。）の両陪席裁判官との合議体であった。この進行協議では、2015年8月28日、2015年10月28日及び2016年1月27日の3回の口頭弁論期日が指定され、原告代理人の口頭での弁論についてパワーポイントの使用が認められた。

原告代理人らは以降、上述の原告らの主張立証を尽くすため、主張全体の構成にしたがって、計画的に弁論すべき内容とその位置づけを検討し、期日間に提出する準備書面及び書証を入念に準備した。

#### 1 第1回口頭弁論期日

2015年8月28日、東京地裁第101号法廷で第1回口頭弁論期日が開かれた。同期日においては、多数の原告が出席して傍聴席にまで溢れ（以下の期日も同様である）、また一般傍聴や報道の注目も集まる中、原告らの代表者である福島県在住の森園かずえ氏が意見陳述を行い、原告代理人らがパワーポイントを駆使して、原発メーカーを被告とし責任集中制度の違憲性を問う本訴訟の趣旨と、訴状の要旨について、口頭で弁論を行った。

また本期日では、原告代理人らは第1準備書面を陳述した。同書面では原賠法の免責規定が憲法29条1項、2項の保障する財産権を侵害することについて詳細に論じ、加えて、同書面では、ノー・ニュークス権の論拠等、及び第一原発の各原子炉の欠陥についての主張立証について、概要を説明した。

被告らは、「法律論で判断すれば済むことである、速やかに審理を終結せよ」と延べ、以降、準備書面においても、口頭弁論期日においても、同旨の発言を執拗に繰り返した。

## 2 第2回口頭弁論期日

2015年10月28日、東京地裁103号法廷において、第2回口頭弁論期日が開かれた。

期日に先立って、原告代理人らは第2準備書面を裁判所に提出した。同書面は、原賠法が違憲であることについて、同法の目的・手段に合理的関連性がないこと、ノー・ニューカス権の論拠とその内容、原賠法の責任集中制度が財産権・平等権・裁判を受ける権利を侵害していること、代位請求の要件、特に東京電力が無資力であること、そして被告らの免責の主張が権利の濫用であることについて、被告の主張に反論し、原告らの主張を補足した。

期日前に、原告代理人らは、上記第2準備書面の要旨を口頭で40分～60分間説明することを裁判所に求め、それが口頭主義に基づく原告の権利である旨、意見書を提出した（疎1）。しかし、上記阪本勝裁判長以下の合議体は、本期日では「進行についてのルールを裁判所及び当時者で共有したい」として、原告代理人らに要旨説明等の弁論の時間が与えられなかつた。そこで、第2準備書面は次回期日に陳述することとし、加えて、次回期日にはパワーポイントを使用して弁論をすること、パワーポイントの原稿を準備書面で提出することなどが決定された。また、原告代理人らが、次回期日以降、原子炉の具体的な欠陥について主張立証する予定である旨、述べたところ、阪本勝裁判長は、次々回期日（平成28年3月23日）を指定し、準備書面の提出期限を定めた。

なお、本期日では、被告ら（特に被告GE）代理人が「法律論のみで棄却できる」「3回で終結すべき」とまたも繰り返すのに対し、原告代理人河合弘之弁護士が本訴訟の趣旨、重要性を冷静かつ決然たる態度で説明するなど、激しいやりとりが展開された。

## 3 第3回口頭弁論期日

2016年1月27日、東京地裁103号法廷において、第3回口頭弁論期日が開かれた。本期日において、裁判官阪本勝に替わり、被申立人裁判官朝倉佳秀（以下、「被申立人朝倉」という。）が裁判長に就任した。前年4月に就任した裁判官阪本勝はわずか8か月後の2015年12月に異動になったことになり、後述するように疑問視しうる異例の人事といってよい。

裁判官の交代に伴い、原告代理人河合弁護士が、弁論の更新として、原発メーカーを免責する原賠法の特殊性、本件原発事故があつて初めて原賠法の立法事実を見直すべき事件であること、どのような判決であつても後世の評

価を受けるものとなること、裁判所に充実した審理を望むこと等を口頭で説明した。

原告代理人らは、前回保留していた第2準備書面と、新たに提出した第3準備書面（パワーポイント原稿）を陳述した。また、第4準備書面として、原賠法2条2項但書により東京電力が受けた被害の賠償に基づく代位請求を追加し、製造物責任法における欠陥の概念について論じた書面を提出したが、これについては次回陳述することとされた。続いて、原告代理人は約45分間、パワーポイントを使って、第2準備書面の内容（原賠法の責任集中制度が違憲であること、ノー・ニュークス権の根拠、その他の原告の主張等）を説明した。

本期日の前に、原告代理人は期日間に進行協議期日を指定するよう上申書を提出していた（疎2）が、裁判所はこの上申を聞き入れることはなく、進行協議期日は指定されなかった。

#### 4 第4回口頭弁論期日

2016年3月23日、東京地裁103号法廷において、第4回口頭弁論期日が開かれた。

原告代理人らは、第5準備書面を陳述し、この中で、本件原子炉等の欠陥を具体的に特定した上で詳細に論じ、また被告らの重過失についても主張した。また第6準備書面として、期日当日に弁論に使用するパワーポイントの内容も陳述した。

被告ら各社の代理人からは、代理人により期日の直前に、原告ら第5準備書面に対する反論として準備書面が提出され、これらが陳述された。

同期日は、過去の期日にもまして多くの原告らから傍聴の申込みがあり、熱気を帯びた法廷において、原告代理人らは本件原子炉等の具体的な欠陥等について、パワーポイントを使って40分間の弁論を行った。原賠法が強大な壁となっているため、本件原発事故がかくも重大であり、甚大な被害を生じさせながらも、法廷において本件原子炉等の欠陥が詳らかにされるのは、世界で初めてのことであった。

原告側の弁論が終了し、被申立人朝倉は被告の意見を尋ね、被告GE代理人は、「書面で主張を尽くしたので速やかな判決を望む」旨発言した。被申立人朝倉は、「進行に関する意見として伺う」と述べた。原告代理人河合弁護士は、今後、原告代理人らが、原賠法の立法事実が変遷したこと及び適用違憲の詳細な主張立証を予定しており、そのために憲法と民法の研究者が意見書を準備していること、また被告東芝の元原子炉設計者であった後藤政志氏が原子炉の欠陥について意見書を準備し、証人として尋問に臨む予定であること等を述べた。これに対して被告GE代理人は、「原告代理人は昨年の

うちに立法事実の主張立証を終えると聞いていた」などと誤った内容の発言をしたため、原告代理人島昭宏弁護士が誤りを指摘した。被申立人朝倉は、いずれも「進行に関する意見として伺う」とのことであった。

この後、被申立人朝倉は、被申立人武部及び同渡邊と、ごく短時間顔を見交わした後、「本日で弁論を終結する」と唐突に述べた。そこで、間発を入れず、原告代理人河合弁護士が裁判体を忌避する旨を申し立てた。

法廷を埋めていた原告ら、傍聴人も、あまりの突然の終結宣言に呆然とし、直後より怒号が飛び交う事態となった。

#### 第4 裁判の公正を妨げる事情

上記のとおり、被申立人らにより構成される合議体は、第4回口頭弁論期日において、原告らがいまだ主張立証の途上にあり、原告代理人が今後の主張立証の計画を示しているにも関わらず、また原告らが被告らが陳述した反論に対する再反論も行っていないにも関わらず、唐突に頭書事件の審理を終結しようとした。このような訴訟指揮からは、原告らが公正な裁判を受けることは期待できないのであるから、被申立人らについて、裁判の公正を妨げる事情がある。以下、詳述する。

##### 1 民事訴訟の原則

民事訴訟の審理手続きは、憲法32条が保障する当事者の裁判を受ける権利を実現するものであり、民事訴訟が私人間の権利義務を審判の対象とする以上、私的自治、つまり当事者の意思による処分が重視されなければならない。そうすると、民事訴訟の原則である、訴訟物に関する処分権主義及び主張立証に関する弁論主義に留まらず、訴訟行為は当事者の意思に基づいてなされるべきであり、最終的な判断権は裁判所に委ねるとしても、当事者の意思が合理的なものである限り、訴訟手続きの運営においては、当事者の意思が尊重されるべきである。また、民事訴訟の審理方式に関する原則である双方審尋主義の要請により、当事者は、攻撃防御方法を提出する機会が保障されなければならない。したがって、当事者から、十分な主張立証がなされない段階で、裁判所が審理を終結することは、許されない暴挙というべきである。

##### 2 当事者間の格差

頭書事件は、上述のとおり、本件原発事故という未曾有の被害をもたらした重大な原発事故の損害賠償を求めるものであり、3800名以上の国内外の一般市民ひとりひとりが、原子力を巡り強大な力を有する政、官、学、経済界の利権関係を背景として立法された原賠法、責任集中主義、そして利権を具現する原発メーカーに、世界で唯一、闘いを挑んだ訴訟である。この対立

構造の歪さが示すように、頭書事件の当事者間には後ろ盾となる力に大きな格差があることが推知される。したがって、裁判所は、通常にも増して、裁判の公正を期すべく、上記の民事訴訟の原則にしたがい、慎重に審理手続きを進めるべきである。すなわち、被告らが執拗に求める審理終結の要求に容易に応じ、原告らが主張立証を尽くす前に終結するなどという粗略な訴訟指揮があつてはならない。

### 3 原告らが主張立証を尽くしていないこと

原賠法の定める責任集中主義の是非を問う頭書事件の帰趨は、社会的に極めて大きな意義を有し、訴訟における議論は世界中の人々が注視している。原告代理人は、かかる重要な意義を実現する使命を肝に銘じ、原告らの主張立証を尽くすために、各回頭弁論期日において弁論すべき内容を、主張全体の構成にしたがい、順序立てて準備してきた。すなわち、原告の主張の根幹である原賠法の違憲性、ノー・ニュークス権の論拠等について論じ、並行して、本件原発事故の原因となった原子炉の欠陥や被告らの重過失を明示する、それぞれ大部の書面を準備し、さらに口頭による充実した説明を行ってきた。口頭による十分な弁論ができないと危惧された際には、期日において準備書面の要旨を口頭で述べることは、口頭主義に基づく当事者の権利であり、同時にこれを傍聴することは国民の権利であることを指摘する意見書を裁判所に提出した（疎1）。

もっとも、原告代理人がこれまで行ってきた訴訟活動は原告らの主張立証の重要な部分を抽出したものではあるが、議論はさらに深化、連携されなければならない。

特に、第3回口頭弁論期日中、被申立人朝倉に対する弁論の更新として原告代理人河合弁護士が述べたように、原賠法の合理性を支える立法事実—社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実—は、本件原発事故を受けて大きく変貌しており、これを明らかにすることが、原賠法及び責任集中主義の違憲性を主張する上では不可欠である。また、仮に法令違憲が認められない場合であっても、適用違憲を基礎づける被告の重過失、そして原子炉の欠陥について、一層の明白性を裏付ける立証が必要である。また、上述のとおり、原告らの主張には、憲法論とは全く法律構成の異なる代位請求が含まれているが、これらについては、原告らの主張立証も、また被告らの反論もほとんど行われていない。

原告代理人は、これらの今後の主張立証の計画について協議するため、被告らを交えた進行協議期日を設けるよう、裁判所に2016年1月25日付上申書を提出した（疎2）。同書記載のとおり、頭書事件は、論点が多岐に亘り、弁論にあたって各当事者に十分な準備が不可欠であり、これらの主張立

証活動を、有効かつ効率的に行うためには、今後の進行について協議し、定めておく必要があると思料したからである。また同書において、原告代理人は、「第4回以降の口頭弁論期日において、原賠法が違憲であること、被告らの主張が権利の濫用であること等の主張について、立法事実の変遷や本件原子炉等の欠陥のみならず、被告の過失ないし故意を立証すべく、意見書の提出や証人の申請を含め、準備を進めている。」と明記した。なお、同書には記載していないが、代位請求についても、原告らは民法の研究者等による意見書を準備している。しかし、被申立人らはこの上申を採用せず、理由も明らかにしなかった。

さらに、原告代理人河合弁護士は、第4回口頭弁論期日において、今後、原告代理人が、原賠法の立法事実が変遷したこと及び適用違憲の詳細な主張立証を予定しており、そのために憲法と民法の研究者が意見書を準備していること、また被告東芝の元原子炉設計者であった後藤政志氏が原子炉の欠陥について意見書を準備し、証人として尋問に臨む予定であること等の具体的な主張立証の計画を明言した。しかしながら、被申立人らは、これらの意見を一顧だにせず、理由も付さず、審理を終結しようとした。また、被申立人らは、当該期日直前に被告らから提出された準備書面に係る被告らの主張に対して、反論（再反論）する機会も与えなかった。

#### 4 裁判長の就任が異例の人事異動によるものであること

頭書事件は、上記のとおり、訴状の送達までに委任状の整理等に時間がかかっているが、その期間中、訴訟の進行について、原告代理人らは東京地裁民事24部の裁判官らと5回に亘って打合せを行った。当時の合議体は、裁判長として裁判官石栗正子と、陪席裁判官吉田純一郎、同谷口吉信で構成されていた。

裁判官石栗正子は、2012年4月1日から2015年3月31日まで東京地裁部総括判事を務め、異動した。石栗に替わり、2015年4月1日に、上述のとおり、裁判官阪本勝が裁判長として就任し、陪席裁判官も被申立人武部、同渡邊に変更となった。このように、頭書事件の担当裁判官は、従前、通常の裁判所の人事異動時期である4月1日付で交代してきたが、第2回口頭弁論期日が終わり、2015年12月18日付で、裁判長が阪本勝から被申立人朝倉に突然変更された。

被申立人朝倉は、1995年10月1日付で最高裁民事局二課長に就任して以来、最高裁民事局、同人事局の課長を務め、2014年2月20日付で東京高裁判事となった。すなわち、被申立人朝倉は、最高裁判所の要職を経由して東京高裁判事となったものの、1年10か月後に、東京地裁の判事に異動したことになる。また裁判官阪本勝は、上記が示すとおり、2015年4月から12

月までのわずか8か月間、東京地裁民事24部に所属したにすぎない。このような短期間での裁判長の交代は異例であり、実際、所属部の書記官も「驚きました」と発言した。

裁判長が交代する前の第2回口頭弁論期日では、頭書事件について進行協議期日で定めていない4回目の口頭弁論期日が定められたものであり、これに対して、審理終結をひたすら望んでいた被告らは強く反発していた。このような事情に照らせば、異例の裁判長交代は、被告らの主張に配慮した何らかの背景、意図によるものと疑わざるを得ない。

## 5 まとめ

以上のとおり、被申立人らは、原告らが主張立証を尽くしていない段階で、また具体的な主張立証の計画も明らかにしているにも関わらず、唐突に審理を終結しようとしたものである。そもそも、上述するように第2回口頭弁論期日では「ルール」の話合いに終始したため、実質的な審理は行われていないのであって、被申立人らの終結宣言は、要するに3回の審理で終結するという、被告らの要求にまさに応えるものであった。このような被申立人らの訴訟指揮は、民事訴訟の原則に明らかに反し、強大な利権関係を背景とする被告らにのみ有利な判断をしたとも考えうる不公平、不公正なものである。

頭書事件は、駆けつけた多くの原告のみならず、国内外の多数の市民らが高い関心をもって注視する訴訟であり、上記のような偏頗な裁判がまかり通るのであれば、司法に対する信頼は完全に失われることになる。

## 第5 結論

以上のとおりであるから、被申立人らについては裁判の公正を妨げる事情があり、被申立人らの忌避には理由があるというべきである。

以上

## 疎明資料

本件一件記録のほか、

疎1号証 意見書（2015年10月14日付）

疎2号証 上申書（2016年1月25日付）